

仙台市障害者支援施設等に準ずる者の認定にかかる要綱

(令和5年3月30日健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所に準ずる者（以下「障害者支援施設等に準ずる者」という。）の認定を行うに当たり、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の12の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(認定の対象)

第2条 この要綱において障害者支援施設等に準ずる者として市長の認定を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に主たる事業所を置くこと
 - (2) 適切な業務遂行能力を有すること
 - (3) 定款等に障害者の就労機会の確保を目的とすることが明示されており、複数の障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。）に対して、物品及び役務の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口（以下、「共同受注窓口」という。）としての機能を有すること
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、認定の対象としないものとする。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者
 - (2) 関係法令等に違反している者
 - (3) 市税を滞納している者（個人以外の場合にあっては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行っていない者を含む）
 - (4) 暴力団と関係を有する者

(認定の申請)

第3条 申請者は、認定申請書（様式1）に誓約書（様式2）及び必要な書類を添えて、市長が定める日までに市長に提出することにより申請しなければならない。

(市税の滞納がないことの確認)

第4条 第2条第2項第3号の事項については、申請者より提出された市税納付状況確認同意書（様式3）に基づき、市長が当該事業を運営する法人の市税納付状況を調査することにより確認するものとする。ただし、当該申請者が市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合は、この限りではない。

- 2 前項の市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例（昭和40年仙台市条例第1号）第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

(認定)

第5条 市長は、申請者から第3条の規定による認定申請書の提出があったときは、地方自治法施行規則第12条の2の12第3項の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、認定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により認定をする旨の決定をしたときは認定通知書(様式4)により、認定をしないこととしたときは不認定通知書(様式5)により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

(実態調査)

第6条 市長は、第2条に掲げる要件を満たすことを確認するため必要と認めるときは、必要な限度において、当該施設を訪問し、現場の確認及び聴取り等の実態調査を行うことができるものとする。

(認定事業所の公表)

第7条 市長は、第5条第1項の規定により認定することの決定を受けた者(以下「認定事業者」という。)について、名簿を作成し、これを本市ホームページにて公表するものとする。

(認定事項の変更)

第8条 認定事業者は、第3条の規定による申請をした事項に変更が生じたときは、速やかに障害者支援施設等に準ずる者の認定事項変更届(様式6)により市長に届け出なければならない。ただし、物品及び役務の調達のあっせん又は仲介の業務を行う障害者支援施設一覧(様式1別紙1)については、この限りではない。

(認定の取消し)

第9条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1項各号のいずれかを満たさなくなったとき
- (2) 第2条第2項各号のいずれかに該当したとき
- (3) 申請内容又は添付書類の記載事項を故意に偽ったとき
- (4) 契約の履行にあたり、不誠実又は不正な行為があったとき
- (5) 他の認定事業者が本市と契約を締結すること又は契約を履行することを妨げたとき
- (6) 事業の実施に際し、法令上必要とする資格を有しなくなったとき
- (7) 正当な理由なく、契約を履行しなかったとき
- (8) 第10条の規定による報告を行わなかったとき
- (9) その他認定事業者としてふさわしくないと市長が認めたとき

2 市長は、前項の規定に基づき、認定を取り消すこととしたときは、速やかに認定取消通知書(様式7)により通知するとともに、その旨を公表するものとする。

(報告)

第 10 条 認定事業者は、おおむね 2 年ごとに 1 回、市税の納付状況、事業の実施状況等を事業実績報告書（様式 8）により市長の定める日までに報告しなければならない。

2 認定事業者は、前項の規定にかかわらず、事業の実施に関し市長から報告の求めがあったときは、速やかに報告しなければならない。

(事務)

第 11 条 この要綱に定める事務は、仙台市健康福祉局障害福祉部障害企画課において実施する。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 30 日から実施する。